令和８年度第１回富田林市都市計画審議会議事録

まちづくり部都市計画課

１　開催日時　令和８年７月３１日（金）午後２時００分～３時００分

２　開催場所　すばるホール３階　展示室

３　出席者　　【委員】置田委員、吉田委員、東委員、加我委員、西川委員、寺内委員、
酒本委員、遠藤委員、尾崎委員、京谷委員、今城委員、落合委員
（東委員代理）、西尾委員
【計１３人出席】
（竹村委員、鈴木委員、須田委員、佐久間委員、松枝委員は欠席）

【事務局】まちづくり部：北田部長、井上次長兼道路公園課長
都市計画課：福元課長、田中課長代理、荒木副主任、石場係員
道路公園課：下西課長代理、五枝係長

４　開催形態　公開（傍聴人０人）

５　次第
議第１号　特定生産緑地の指定について（諮問）
報告１　　都市計画道路の見直しについて

６　審議の経過
議第１号　特定生産緑地の指定について（諮問）
令和８年７月３１日　諮問
意見なしとされました。

７　審議会の結果等　全文筆記

８　審議会配布資料
会議次第
委員名簿
配席図
議案書
議案書資料
報告案件資料

≪事務局：福元≫
定刻となりましたので、ただいまから令和８年度第１回富田林市都市計画審議会を開催させていただきます。
司会をさせていただきます、都市計画課長の福元です。

皆様方には、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
本日は、任期満了に伴います委員改選後、はじめての審議会であり、会長の選任が後程となりますため、会長が選任されるまでは、事務局の方で進行させていただきます。
それでは、次第１「開会、市長挨拶」につきまして、市長の吉村より、ご挨拶を申し上げます。

≪吉村市長≫
ご苦労様でございます。富田林市長の吉村善美でございます。
まず、初めに今週発生をいたしました令和８年の熊本地震でございます。お亡くなりになられた皆様のご冥福を心からお祈り申し上げますと共に、被災をされた方々にお見舞いを申し上げたいと思っております。本市におきましても、各公共施設におきまして、募金箱の設置をいたしましたが、今後、給水支援でありますとか、人的支援、そしてトイレトラックの出動などの準備をしておりますが、これは国や府からの要請を受けまして、すぐに派遣できるように、そういう体制を整えております。被災された方々が１日も早い地域の復旧に向けて、富田林市としても、できる限りの支援をしていきたいと思っているところでございます。
さて、今日は令和８年度の第１回富田林市都市計画審議会でございます。委員の皆様方におかれましては、市政各般に渡りまして、特に当審議会の委員について、ご就任をいただくということについて、ご了解をいただきまして、心からお礼を申し上げたいと思います。
また、これまで長きにわたって、この委員会で会長を務めていただきました増田先生につきましては、体調不良の関係で、勇退されるということになりました。先生の体調は大分戻ってきたというふうに聞いておりますが、先生のご貢献に敬意を表しますとともに、これからもですね、都市計画審議会、しっかりと富田林市のまちづくりに向けて、頑張っていただきたいなと思っているところでございます。
さて、昨年実施をされました国勢調査の速報値におきましては、日本の総人口は１億２３０４万人ということになりまして、前回調査からの減少幅は過去最大ということになりました。
また、昨年の人口動態統計では、出生者数も６７万１２３６人ということで、１０年連続過去最少ということになりまして、人口減少・少子化が一層深刻になってきているという状況であるというふうに思ってます。
当都市計画審議会におかれましては、これまで、将来の人口減少に対応した、持続可能な都市経営のための立地適正化計画でありますとか、また商業施設の誘致などの地区計画の決定、そして、富田林版こどもまんなか社会を目指すために、今取り組みを進めておりますが、金剛中央公園における多機能複合施設の整備における都市計画決定など、本市においても様々な課題があろうかと思いますので、今後、都市計画の決定に関し、ご審議をいただくことになると思います。
今後とも、本市におきましては、まちづくりの将来設計、各種計画の決定に関し、どうぞ委員の皆様方からは、忌憚のないご意見をくださいますようにお願い申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶に代えさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

≪事務局：福元≫

ありがとうございました。おそれいりますが、市長は他の公務のため、ここで退席させていただきます。
それでは、引き続き、委嘱状につきましては、あらかじめ審議会資料とあわせて、委員の皆様に送付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。
続きまして、委員の方のご紹介に先立ちまして、長年にわたり本審議会の会長として、その高いご見識から、様々なご指導を賜りました、大阪府立大学名誉教授の増田委員におかれましては、この度、ご退任されることとなりましたことを、ここにご報告させていただきます。
次に、任期満了に伴います委員の改選により、今回、新たにご就任いただきました委員の方をご紹介させていただきます。
初めに、増田委員のご後任といたしまして、大阪公立大学教授の加我委員でございます。

≪加我委員≫
加我でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

≪事務局：福元≫
教育委員会より、吉田委員でございます。

≪吉田委員≫
吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

≪事務局：福元≫
農業委員会より、東委員でございます。

≪東委員≫
東と申します。よろしくお願いいたします。

≪事務局：福元≫
本日、所要のため欠席のご連絡をいただいておりますが、富田林警察署より、東委員でございます。本日は東委員の代理として、富田林警察署交通課の落合課長代理にご出席いただいております。

≪落合委員（東委員代理）≫
落合です。よろしくお願いします。

≪事務局：福元≫
本日、所要のため欠席のご連絡をいただいておりますが、富田林土木事務所より、松枝委員でございます。市議会より、西川委員でございます。

≪西川委員≫
西川です。よろしくお願いいたします。

≪事務局：福元≫
同じく、市議会より、酒本委員でございます。

≪酒本委員≫
　酒本でございます。よろしくお願いいたします。

≪事務局：福元≫
　他の委員の方におかれましては、再任となっております。引き続きよろしくお願いいたします。
　次に事務局について、まちづくり部長及び次長を紹介させていただきます。部長の北田です。

≪事務局：北田≫
　北田です。よろしくお願いいたします。

≪事務局：福元≫
　次長の井上です。

≪事務局：井上≫
　井上です。よろしくお願いいたします。

≪事務局：福元≫
　以上で、紹介を終わらせていただきます。
　続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただきました、会議次第、委員名簿、配席図、議案書、議案書資料、報告案件資料をご用意しております。配布資料に漏れなどはございませんでしょうか。
　続きまして、委員のご出席状況につきましては、委員の２分の１以上という定足数を満たしておりますことを、ここにご報告申し上げます。
　また、本審議会の議事につきましては、本市の「会議の公開に関する指針」により、公開することとなっておりますので、会議録作成のため録音させていただきますことをあらかじめご了承願います。
　それでは、議事に入ります前に、事務局よりお願いがございます。ご発言の際には、お手元のマイクのボタンを入れていただいてから、ご発言いただきますよう、お願いいたします。
　それでは、お手元の会議次第により会議を進めさせていただきます。
　次第２「会長及び副会長の選任」に移ります。会長及び副会長は、政令により、学識経験者の委員の中から選出することになっており、また、条例により、委員の互選により定めることとなっております。この件につきまして、大変おそれいりますが、事務局から候補者をご提案させていただいてもよろしいでしょうか。

≪各委員≫
　異議なし。

≪事務局：福元≫
　ありがとうございます。「異議なし。」とのお声でございますので、会長には加我委員、副会長には、本日、所要のため欠席のご連絡をいただいておりますが、事前に内諾をいた

だいております佐久間委員にお願いいたします。これについて、ご異議ございませんでしょうか。

≪各委員≫
異議なし。

≪事務局：福元≫
では、加我会長、おそれいりますが、お席のご移動をお願いします。
また、会議の準備のため、ここで、若干お時間をいただきたいと思います。
お待たせしました。それでは、新しく就任されました正副会長を代表しまして、加我会長に就任のご挨拶をお願いしたいと思います。

≪議長：加我会長≫
改めまして、大阪公立大学の加我でございます。
本日は、皆様のご推挙により富田林市都市計画審議会の会長として、ご推薦いただきましたので、お引き受けいたしたいと思います。
まず最初に、先ほど吉村市長の方からございましたけども、一昨日令和８年の熊本地震において、お亡くなりになられた方々も多数、またこれからも、ご報告があるというようなことでございます。謹んでお悔やみを申し上げたいと思います。また、被災された方々にもお見舞いを申し上げたいということと、本日も皆様に猛暑の中、お集まりいただいたということでございますが、こうした大きな災害、地震が、今般、この７月、８月の暑い頃にこれまでになかったということでございます。暑い中で、場合によっては、２次被害などもというようなことで、どのように対応していったらいいのかという大きな課題になってございます。そうしたことにおきまして、また、向こうの状況に合わせて、支援などがあろうかと思いますので、また皆様方にもご協力をお願いしたいと思っているところでございます。
挨拶といいますか、私も少し自己紹介をしておかないといけないというふうに思ってございます。先程からございましたけども、長年、本審議会の会長としてリードをされた、大阪府立大学の増田先生でございます。私、今は大阪公立大学として新しく名前言ってございますけども、大阪府立大学で、農学の方で、長らく先生のもとで勉強させていただいて、今は都市計画であり、専門を造園学にしてございます。
増田先生には、まだまだ足元にも及びませんが、先生が進められてきたこの富田林における都市計画を、私も逐次、先生にもご相談をし、ご指導いただきながらということで進めて参りたいと思いますので、どうぞご協力の方、よろしくお願いいたします。
簡単ではございますが、就任にあたってのご挨拶とさせていただきます。これからどうぞよろしくお願いいたします。

≪事務局：福元≫
ありがとうございました。それでは、以後の進行につきましては、加我会長にお願い申し上げます。

≪議長：加我会長≫
はい、では審議会を進めてまいります。
まず、議事に入ります前に、議事録署名人の選出でございます。本日の審議会につきま

しては、置田委員にお願いしたいと思います。
はい。ありがとうございます。では、よろしくお願いいたします。
それではお手元の会議次第に沿って議事を進めてまいります。
本日は、諮問案件が１件、報告案件が１件でございます。まず、「議第１号　特定生産緑地の指定について」、事務局より説明をお願いいたします。

≪事務局：荒木≫
都市計画課の荒木です。よろしくお願いします。
それでは、「議第１号　特定生産緑地の指定について」、ご説明いたします。議案書は１ページから２ページです。議案書資料は１ページから５ページです。
それでは、議案書資料と書かれた資料の１ページをお願いします。
まず、生産緑地の制度について、簡単にご説明いたします。生産緑地とは、生産緑地法において、良好な都市環境の形成に資することを目的に、市街化区域内の農地を生産緑地地区に指定することができるものであり、都市計画法上の地域地区の１つとして、生産緑地地区が規定されています。そのため、都市計画審議会の議決を経て、生産緑地地区の指定を行うことになります。
次に、指定の要件についてです。指定の要件は、市街化区域内であり、現に営農されている農地であること、３００㎡以上の規模があることなどです。生産緑地地区に指定されると、指定後３０年間は、原則、農地等以外の土地利用はできません。固定資産税及び都市計画税については、市街化調整区域の農地並みの課税となります。また、相続税の納税猶予を受けることができるようになります。
同じ資料の２ページをお願いします。
次に、特定生産緑地の制度についてご説明します。特定生産緑地とは、先程の生産緑地地区の指定から３０年が経過するものについて、所有者の意向を基に「特定生産緑地」として指定するものです。そして、①特定生産緑地に指定した場合は、今後も特定生産緑地として継続するか否かを、１０年毎に判断する必要があります。
次に、②特定生産緑地に指定しなかった場合は、買取り申出を行うまでは、引き続き営農する必要があります。
最後に、③平成９年以降に指定した生産緑地は、まだ指定から３０年が経過していません。来年度以降、特定生産緑地を希望するかどうか 判断する必要があります。
本日は、平成８年１２月１３日に生産緑地に指定し、指定から３０年が経過する生産緑地のうち、①にあたる特定生産緑地への指定希望があった生産緑地につきまして、都市計画審議会でご意見を伺った上で、特定生産緑地への指定を行っていくこととなります。
この法的性質につきましては、都市計画審議会の意見を伺った上で、市長が特定生産緑地の指定を行うこととなります。
また、この特定生産緑地の指定につきましては、生産緑地法上、農地等利害関係人の同意を得ることとされており、税制面もありますことから、あくまでも所有者本人の意向が前提となります。
また、国土交通省の方でも、近年、都市農地は保全する方針であり、市が裁量的に宅地化を促進するような制度とはなっておりません。
同じ資料の３ページをお願いします。
今回、特定生産緑地に指定する生産緑地地区は図の位置にございます。
同じ資料の４ページをお願いします。
赤色で示す区域が、新たに指定する特定生産緑地です。平成８年指定の生産緑地は、こ

の１地区のみです。そのため、特定生産緑地を希望しなかった生産緑地はありませんでした。
　同じ資料の５ページをお願いします。
　次に、現在の本市の特定生産緑地の指定状況をご説明します。全体の内訳としまして、現在、市内の生産緑地は全部で９５８筆あり、面積は約４８．９８ｈａ、２４９地区となっています。青色部分が、昨年度までに指定した特定生産緑地と、今年度指定する特定生産緑地を併せたものになります。昨年度までに指定した特定生産緑地が８４４筆、約４２．８ｈａであり、今回指定する予定の特定生産緑地は２筆、約０．０６ｈａです。合計すると、市内の約８９％が特定生産緑地となります。オレンジ色の約１１％、１１２筆、約６．１２ｈａは、平成９年以降に指定された生産緑地などとなっています。
　次に、資料が変わりまして、議案書と書かれた資料の２ページをお願いします。今回新たに指定する特定生産緑地は、喜志町二丁目６の計１地区となります。
　今後の手続ですが、この審議会において、意見なしとのご意見をいただきますと、この後、特定生産緑地への指定を行います。
　以上で、説明を終了します。ありがとうございました。

≪議長：加我会長≫
　はい。ありがとうございました。
　ただいま説明を受けました「議第１号　特定生産緑地の指定について」でございます。今般は、平成８年に生産緑地に指定された２筆１地区を、特定生産緑地の方にする希望があったということでございます。
　ご質問、ご意見などございませんでしょうか。はいどうぞ。

≪西尾委員≫
　町総代会から派遣されております西尾と言います。
　えっと、２ページに営農する必要がある、と書いてありますね。現実に生産緑地の中には、植木は全くなし、雑草ばかりが生えているところが見受けられます。そういうところについて、果たして営農とは何かということを、再度説明していただけたら。空地の適正管理というのが、富田林市に条例がございます。それについて、適正管理が行われているかどうか、というのをどのように調査されているのか、お尋ねします。よろしくお願いします。

≪議長：加我会長≫
　はい、市の方、お願いします。

≪事務局：田中≫
　営農につきましては、農業を続けるという意味でございますので、農業を続けていない農地がございましたら、農業委員会と連携して指導などを行っていく所存でございます。

≪西尾委員≫
　それはチェックしているんですか。

≪事務局：田中≫
　生産緑地の指定の時にはチェックしておりますが、それ以外では通報であったり、農業

委員会のパトロールの際に、チェックするようにいたします。

≪西尾委員≫
　その農業委員会のパトロールは、何回くらいやっているのですか。

≪事務局：田中≫
　農業委員会の方で、どれくらいやっているのかは把握していないのですが、そういうお声があったということは、農業委員会にお伝えさせていただきます。

≪西尾委員≫
　実は申し上げますと、金剛東土地区画整理事業で、まだ家が建たない空地が点々とあります。点在している。これについて、適正な管理が果たして行われているのかどうか、という疑問なんです。ですから、パトロールを何回やって、その結果どういう状況だったのか、ということを市民に報告するべきだと考えますけど、どうでしょうか。

≪事務局：福元≫
　農地の適正管理につきましては、農業委員会と連携して、指導している状況です。今、現時点で年何回くらいパトロールを実施して、どのように指導しているかということについては、具体的な指導につきましては、やはり農地の適正管理ということで、農業委員会の方で主体的に動いていただいている部分になりますので、適正管理ということでご意見いただいておりますので、こういう部分を共有して、適正管理の方に努めて参りたいと思います。
　特に委員仰っていただいている金剛地区、金剛東地区につきましては、土地区画整理事業で、換地で農地として残っている部分は多数あるというのは認識しておりますので、そこも含めまして、情報共有して、適正管理に努めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

≪西尾委員≫
　営農という位置付けは、どういうことですか。

≪事務局：福元≫
　農地かどうかの判断についてもですね、農業委員会のご意見を、私たち都市計画課は頂戴している形になりまして、確認しているのは、現状、具体的な耕作をしていなくてもですね、農地に復元できる状態であれば農地としてみなすということを確認しております。ですので、実際には農作物が植わっていない土地というのは存在しておるんですけども、それを復元できる状態であれば、農地という認識であるというふうに共有してございますので、その部分も含めまして、適正管理に努めて参りたいと思います。よろしくお願いします。

≪西尾委員≫
　よろしく、管理の方お願いします。以上、ありがとうございます。

≪議長：加我会長≫
　はい、続いて他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

生産緑地は営農ということで、農業委員会と共に適正な土地の管理ということが求められることです。
他市でも、近年耕作されている方々が高齢になられて、ちょっと手を入れるのが難しくなっているというようなことが報告されておりますし、農業委員会と共にご指導をしていただいたということもございます。確認などを進めていただければと。
はい、どうぞ。

≪西尾委員≫
耕作されておったら問題はないんやけど、まったくの空地で雑草ばっかり生やしてるんです。そういうのを指導してるんですか、ということです。

≪議長：加我会長≫
はい、これは他市の状況です。富田林の方でも、それを進めていただくということで。他市でその時に問題になったのが、雑草で、実はご近所にお住いの方が、というのでよく話を聞いてみると、今ちょっと体の調子が悪くて、ということがあって。それで農業委員会の方がご指導をしたり、一緒にマルチングをするなり、ということで作業を進められたというようなことがあります。連携をして、取り組んでいただければと思います。
はい、他ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。
はい、では他にないようですので、お諮りしたいと思います。「議第１号　特定生産緑地の指定について」、原案どおり意見なしということでよろしいでしょうか。

≪各委員≫
異議なし。

≪議長：加我会長≫
はい、ありがとうございます。
では、次に報告案件の方に進ませてもらいます。「報告１　都市計画道路の見直しについて」、事務局より説明をお願いします。

≪事務局：石場≫
都市計画課の石場です。よろしくお願いします。
それでは、「報告１　都市計画道路の見直しについて」、ご説明いたします。報告１の配布資料は、右上に報告案件資料と書かれた「富田林市都市計画道路見直し基本方針」です。説明は、この基本方針に沿って進めさせていただきます。モニターには、基本方針の概略をお示ししています。モニターと基本方針、どちらをご覧いただいても結構です。
それでは、説明を始めさせていただきます。基本方針の１ページをお願いします。
まず初めに、都市計画道路について、ご説明します。都市計画道路とは、都市計画に位置付けられる都市施設であり、都市の基盤施設として、その他の道路とともに、都市の骨格を形成します。都市計画道路は、将来の都市の発展状況や交通需要に対応するよう決定されています。
また、都市計画道路は、都市の円滑な移動を確保する「交通機能」だけでなく、都市環境、都市空間、収容空間を確保する「空間機能」、都市構造を形成し、街区を構成する「市街地形成機能」といった、多様な役割を有しています。
２ページ上側の表１の１をお願いします。

次に、都市計画道路の種類について、ご説明します。都市計画道路は、その機能に応じて、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路に分類されます。
引き続き、同じページ中頃の表１の２をお願いします。
幹線街路は、特に多様な機能を有しているため、主要幹線街路、都市幹線街路、補助幹線街路に分類されます。
３ページ上側をお願いします。
次に、都市計画法による建築制限について、ご説明します。都市計画道路の区域内で建築物を建築しようとする時は、都道府県知事の許可を受けなければなりません。この許可については、現在、本市に権限移譲されております。また、都市計画法第５４条では、階数が２階以下であることなどの要件に該当する時は、都道府県知事は許可をしなければならない、とされています。なお本市では、大阪府の基準に基づき、階数が３階以下まで、制限の緩和を行っています。
引き続き、同じページ下側をお願いします。
次に、都市計画道路の決定権者について、ご説明します。表１の３にありますとおり、大阪府は、一般国道、都道府県道、自動車専用道路を定め、本市は、大阪府が定める都市計画道路以外の道路を定めます。
４ページ上側をお願いします。
次に、本市の都市計画道路の現況について、ご説明します。本市の都市計画道路は、２０２６年７月現在で、２１路線、４２．７５ｋｍとなっています。
表２の１をお願いします。道路種別毎の都市計画決定延長についてです。
まず、本市には、自動車専用道路はございません。
次に、幹線街路は１９路線、４２．１ｋｍとなっており、全体の９８．５％を占めています。
次に、区画街路が１路線で、０．５９ｋｍ、１．４％となっています。
次に、特殊街路も１路線で、０．０６ｋｍ、０．１％となっています。
引き続き、同じページ下側の図２の１をお願いします。
次に、道路種別毎の整備率について、ご説明します。全体の整備率としては、７６．１％となっています。幹線街路だけでは、７５．８％、区画街路と特殊街路の整備率は１００％です。
５ページ上側の図２の２をお願いします。
次に、未着手区間の状況について、ご説明します。全体の約７６％、３２．５５ｋｍは整備済となっています。未着手延長は、全体の約２４％、１０．２ｋｍとなっています。
６ページ上側をお願いします。
次に、本市のこれまでの都市計画道路見直しの経緯について、ご説明します。まず、平成２５年８月の見直しについてです。この際は、大阪府において策定された「都市計画（道路）見直しの基本方針」に基づき、本市が定める都市計画道路について、見直しを実施しました。この際に、富田林駅北線や甲田桜井線などの５路線、約１．９ｋｍの都市計画道路を一部廃止し、富田林駅南線や喜志美原線などの５路線、約５．５６ｋｍの都市計画道路を廃止しました。また、北大伴東板持線において、富田林河南線の廃止延長の一部、約０．１６ｋｍを取り込む形で、一部追加となっています。
引き続き、同じページ下側をお願いします。
次に、平成２８年３月の見直しについて、ご説明します。平成２５年の見直しに引き続いて、大阪府の「都市計画（道路）見直しの基本方針」に基づいて、見直しを行っております。この際は、大阪狭山市と市境に位置する金剛南線と金剛青葉丘線の２路線、約１．５

３ｋｍを一部廃止し、五軒家金剛東線、約１．５９ｋｍを廃止しました。
７ページ上側、１つ目の項目をお願いします。
次に、見直しにかかる上位計画について、ご説明します。
まず、「１.南部大阪都市計画区域マスタープラン」です。４の２、都市施設の整備に関する方針の中で、「未着手である都市計画道路については、将来の必要性や実現性を考慮し、計画の存続、変更、廃止を決定するなど、見直しを進めます。」と記載されています。
引き続き、同じページ２つ目の項目をお願いします。
次に、本市が定める「富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画」について、ご説明します。第３章の快適に暮らせる環境づくりの項目の中で、「府道美原太子線・八尾富田林線などの整備や、大阪南部高速道路の事業化の促進など、関係機関との連携を強化しながら、広域幹線道路網の充実を促進します。」と記載されています。
引き続き、同じページ３つ目の項目をお願いします。
次に、本市が定める「富田林市都市計画マスタープラン」について、ご説明します。５の２、交通施設の方針の中で、「広域交通の円滑化や災害に強い交通基盤を構築するために、八尾富田林線、狭山河南線をはじめ、金剛東１号線、甲田桜井線、須賀錦織線、北大伴東板持線の整備・検討を行います。」と記載されています。
また、地域毎の記載にも、未整備の都市計画道路については、長期的に整備の方向性を検討する、とした内容となっております。
９ページ上側をお願いします。
次に、都市計画道路の見直しの必要性について、ご説明します。まず、大阪府が定める「都市計画（道路）見直しの基本方針」についてです。本方針の中で、見直しについては、「人口減少等の社会経済情勢等を踏まえ、概ね１０年毎に、都市計画道路を見直すこと。」とされています。
引き続き、同じページ中頃をお願いします。
次に、本市の人口減少について、ご説明します。本市の人口は、既にピークを過ぎて減少傾向となっています。令和２７年には、平成２７年時点に比べて、約４割も人口が減少すると予測されており、これに伴って、交通需要も減少すると考えられます。
１０ページをお願いします。
次に、立地適正化計画の策定によるコンパクトシティの推進について、ご説明します。本市では、人口の急激な減少、高齢化に対応し、持続可能な都市づくりを進めるために、「富田林市立地適正化計画」を策定しています。本計画では、居住誘導区域を設定し、コンパクトシティを推進しています。居住誘導区域とは一定のエリアにおいて、人口密度を維持することで、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように、居住を誘導すべき区域のことを言います。
大変おそれいりますが、モニターをご覧ください。まとめますと、今ご説明したこれらのことから、都市計画道路の見直しを実施してまいります。
１１ページ上側をお願いします。
次に、都市計画道路の見直しの基本的な考え方について、ご説明します。初めに、今回の見直し対象路線についてです。見直し路線は、既に決定している路線のうち、未着手区間を含む市決定路線とします。これは、いずれも補助幹線街路となっています。なお、大阪府決定の路線は、見直しの対象外とします。
引き続き、同じページ下側をお願いします。
各路線について、順番にご説明します。
まず①甲田桜井線についてです。当該路線の整備率は５６．１％となっています。黒色

で示している整備済の延長は２．１５ｋｍ、赤色で示している未着手延長は１．６８ｋｍです。
１２ページ上側をお願いします。
次に②金剛東１号線についてです。当該路線の整備率は９９％となっています。黒色で示している整備済の延長は１．９５ｋｍ、赤色で示している未着手延長は０．０２ｋｍです。
引き続き、同じページ下側をお願いします。
次に③須賀錦織線についてです。当該路線の整備率は０％となっています。赤色で示している未着手延長は１．６１ｋｍです。
１３ページをお願いします。
次に④北大伴東板持線についてです。当該路線の整備率は０％となっています。赤色で示している未着手延長は２．３４ｋｍです。
これらの４路線について、今後、見直しを行ってまいります。
１４ページをお願いします。
次に、見直し評価の考え方について、ご説明します。見直し評価にあたっては、平成２５年、平成２８年の時と同様に、大阪府が策定する「都市計画（道路）見直しの基本方針」に基づいて行います。この中で、都市計画道路の見直しについては、その評価・機能を必要性と実現性に基づいて行う、としています。従って、本市も同様に、この必要性と実現性に基づいて評価を行ってまいります。
必要性の具体的な内容は、①今後の都市づくりの方向性との整合性、②交通処理機能、③交通安全機能、④防災機能、⑤市街地形成機能、⑥環境形成機能、⑦代替機能となる路線の存在です。
実現性の具体的な内容は、⑧公共投資額からの実現性、⑨支障物件や道路構造上の問題からの実現性、⑩事業に対する期待度や合意状況からの実現性です。
１７ページの図６の１をお願いします。
こちらは、必要性と実現性の考え方を図示したものとなります。
１８ページの図６の２をお願いします。
おそれいりますが、お手元の資料でご確認をお願いします。こちらは、見直しの全体的なフロー図となっています。このフロー図に沿って、都市計画道路の見直しを進めてまいります。
１９ページをお願いします。
最後に、今後の手続の進め方について、ご説明します。令和８年度ですが、本日の審議会で、見直しの基本方針について、ご報告させていただきました。その後、９月に大阪府などの関係機関と協議・調整を行います。その後、第２回、第３回審議会で、経過をご報告させていただきます。
続きまして、令和９年度以降に、地元説明会を予定しています。その後、法定の公聴会、都市計画法第１７条に基づく縦覧を行います。そして、最後の２月の第３回審議会にて、付議させていただく予定です。
以上で、「報告１　都市計画道路の見直しについて」の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

≪議長：加我会長≫
はい、ありがとうございます。
都市計画道路の見直しについて、府決定のものと市決定のものがございますけども、市

決定の補助幹線街路の４路線について、１０年前に実施された見直しが、今般、また１０年を迎えるということで、将来を見据えて、道路の必要性ということを見直し、検討されるということでございます。
　ご質問、ご意見などをお受けしたいと思います。いかがでしょうか。
　はい、西尾委員。

≪西尾委員≫
　まず、地元説明会については、前回ですね、大阪狭山市役所、ここで当時の仲野課長が発表されていたと思います。地元説明会で、色々意見はあったんですけども、そのまま計画を見直しすることになったと思います。
　今回、今お話しがあったように、令和９年にやられるという、地元説明会は何月くらいですか。

≪議長：加我会長≫
　はい、事務局お願いします。

≪事務局：福元≫
　現時点で何月とまでは、予定を組めていないんですけども、令和９年度できるだけ最初の段階で、説明会を実施できたらなと考えております。４月ないしは５月あたりを開催の目途として考えておりますけども、ただ都市計画道路の見直しに関しましては、関係機関との調整の後に手続に入るということが、手続の進め方に定められてますので、その進捗によって、多少前後にずれることがございます。
　皆様にご報告できる段階になれば、この審議会の方で、説明会の日程などをご報告させていただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

≪西尾委員≫
　すみません。もう１点お伺いします。
　国道３０９号線、それから府道２０３号線、この交差部分に、今１８戸の住宅が建とうとしています。丁度、都市計画道路が川の傍に計画されていますけど、これ私が住み始めてから約４０年になりますけど、全然何も動いていない。これ、今後の見通しはどうされるんでしょうか。
　あの、住宅が１８戸建つと共に、その周りのこども園、桜珈琲とかは市街化調整区域だったかと思います。このまま置いておって、開発がどんどん進んでいったら、結局今回住宅のところは擁壁を立てて、２ｍくらい上がっています。左側に狭い歩道があります。この歩道を中学生が、あっち行ったりこっち行ったり、狭山市行ったり富田林市に行ったりして、良く通ってます。これ非常に危険なんですね。都市計画道路を廃止するのか、作る気があるのか、どちらかお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

≪議長：加我会長≫
　はい、事務局の方、説明お願いします。

≪事務局：福元≫
　まず、委員が仰っている部分は狭山河南線のことだと思います。狭山河南線の事業予定につきましては、別の者から説明させていただきます。

その前にですね、土地利用に関してなんですけども、都市計画道路、都市計画施設がですね、土地に掛かっている状態となってございます。当初計画されてから、昭和４０年代に確か計画決定がされたと思うんですけども、５０年くらい経つという状況でございます。

その間ですね、土地利用に関しましては、やはりすべての行為を制限するということはなかなか難しいので、一定の規模、一定の構造であれば、土地利用ができるといった制度となってございます。ですので、すぐに容易に壊せない、例えば鉄筋コンクリート造の建物であるとか、そういった部分については規制がかかるんですけども、木造であったり、鉄骨造であったりという建物に関しましては、建築することができるという内容になってございます。

道路の事業予定につきましては、別の者から説明させていただきます。

≪議長：加我会長≫

はい、どうぞ。

≪事務局：井上≫

道路公園課の井上です。狭山河南線の事業の方なんですけども、今現在も狭山河南線につきましては、中小企業団地、石川の左岸部分から国道旧１７０号線までの区間が整備されておるんですけども、それより西側ですね、今委員が仰っているところの部分については整備が進んでいない状態です。

大阪府としましては、狭山河南線が市域を東西に通る道路、八尾富田林線が南北の道路であるんですけども、今大阪府の方では、八尾富田林線の方を事業中でございます。大阪府の考えとしましては、八尾富田林線にまず注力して、その後、必要に応じて事業を進めていくということなんですけども、今のところ、狭山河南線につきましては、事業着手などは未定となっております。以上でございます。

≪西尾委員≫

それでね、今住宅地が１８戸建つところの擁壁の下側、あそこはね、国道３０９から坂になっているんです。あそこ、何年か前にゲリラ豪雨でものすごい水が溜まったんです。よくテレビでやってますね、道路が冠水して、通れない。まあ無理やり通ってる車もありますけどね。そういうところに住宅が建って、住民がね、通ることもできない。こちら側に歩道はありますよ。しかしね、大雨、ゲリラ豪雨は最近、特に頻繁に起こっています。そういうことで考えると、何か対策を立てるのが、市の役目ではないでしょうか。

≪議長：加我会長≫

はい、事務局の方お願いします。

≪事務局：福元≫

開発に際しましては、市の内部の関係部署であったり、特に国道であったり府道であったりというところに関しましても、関係機関と協議した上で開発許可というふうになっておりますので、委員頂いた昔のゲリラ豪雨の時の状況というのも大阪府とも共有して、対策を今後の検討とさせていただきたいと思います。頂いた意見は、共有していきたいと思います。

≪西尾委員≫
　汚水桝が全然整備されていない。今度建てるところもですね。大きくもしていない、前のままなんです。そうすると、今後、そういう事態にまたなるんかと思いますけど、それは、国道は土木事務所の管轄ですよね。こちらの府道は土木事務所やけども、市も関係している。そういうの、なんで指導できないんですか？汚水桝を大きくしてほしいという指導はしなかったんですか？

≪議長：加我会長≫
　はい、事務局どうぞ。

≪事務局：福元≫
　大阪府とはですね、開発者が協議に行って、必要な協議をした上で、手続を実施されてますので、その中でどういった指導があったかというのは具体的には分からないんですけども、一定の協議はなされて、開発許可が下りているという状況でございます。頂いたご意見は、情報共有して参りたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

≪西尾委員≫
　関係機関と相談していただいて、できるだけ水が溢れないようにしていただければと、よろしくお願いします。

≪議長：加我会長≫
　はい、ありがとうございます。
　他に、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

≪京谷委員≫
　市議会の京谷ですけども、見直し路線４路線が未着手の割合も含めて示されているんですけども、例えば金剛東１号線だと、整備率が９９％で、未着手が０．０２ｋｍ、もうほとんど後１％の路線なんですね。こういうのと、まったく整備率が０％のところがあるんですけども、北大伴東板持線や須賀錦織線なんかもそうなんですけども、先ほど最高裁の判例もあってですね、建築制限が実態を踏まえた検討が必要だというふうに書かれて、都市計画道路の計画として、合理性を担保する必要があるというふうにも書かれているんですけども、現実そういう制限を受けてらっしゃって、整備率が０％のところ、それは実現性や合理性に基づいて検討するというのは良いんですけども、例えば整備率が０％のところについても、そしたら全部これを見直すのか、それとも都市機能の中でこの部分については、まちづくりや総合的に判断すると、その部分は必要であるというふうに見直しをかけるのか、これからのことだと思うんですけども、慎重に既存の幹線道路との兼ね合いも含めて、きちっと検討していただきたいなと思いますので、これは要望として申し上げておきます。別に答えていただかなくても結構です。

≪議長：加我会長≫
　はい、ただ一定の方向性を事務局の方であれば、お話いただければと思います。いかがでしょうか。

≪事務局：福元≫

現在ですね、見直しの基本方針を今日報告させていただきまして、道路公園課と都市計画課で情報共有しながら、作業を進めていっております。できれば、早い段階であれば次回、若しくは関係機関との調整次第では、今年度の第３回になる可能性もありますけども、そちらできっちりと見直しの方針に基づいて、各路線の存続であったり、廃止であったり、変更であったりというのを、理由を添えてご報告させていただきたいと思いますので、その際はよろしくお願いしたいと思います。

≪議長：加我会長≫
はい、事務局の方に確認させていただいたところですけども、１８ページの見直しの流れで、大阪府の「都市計画（道路）見直しの基本方針」でございますけども、補助幹線の都市計画道路、上の方を見ていただきまして、機能的にまとまりのある区間毎に評価ということで、この赤い部分、全部一気にではなくて、どの区間が必要なのかということも含めて、検討されるということというふうになってございます。場合によっては、存続であっても幅員を縮小するという場合もありますし、場合によっては、全線廃止ということもございますけども、まとまりのある区間毎に評価ということで、議論がなされるということになろうかと思います。
よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

≪京谷委員≫
ありがとうございます。この未着手であるところで、私がお願いしたいなと思っているのが、それに付随するような幹線道路などがあればね、廃止するにあたっては代替機能があるとか、この道路を活用することによって、本来でしたら都市計画道路を廃止したとしても都市機能は失われないとか、そういうきちっと既存の道路との兼ね合いを検討するべきだと思います。せっかくやるんですから、えいやで廃止してしまって将来のまちづくりに影響するだけではなくてね、既存道路を拡幅して、流通機能を拡充したら、この道路がなくてもこっちの方が良いんじゃないかとか、支障がないとかいう検討もやっていただきたいなと思いますので、これは要望ですけども、よろしくお願いいたします。

≪議長：加我会長≫
はい、議員のおっしゃるとおりでございまして、既存の道路と、ここの地域の発展も含めて、円滑な物流も含めて、検討していただくことになろうかと思います。ご意見いただきまして、ありがとうございます。
続いて、他にございませんでしょうか。大体よろしいでしょうか。
では、１９ページで日程の日付は入ってございませんけども、今後、大阪府との関係機関との協議・調整なんかも進めつつ、随時、この審議会にもご報告を頂いて、本日のところは都市計画道路の見直し、１０年経過しましたので、それについて進めていくということで、それに際しての基本方針ということで、ご報告いただいてございます。
はい、よろしいでしょうか。
はい、それではご意見もないようですので、このあたりで報告１の方を終えたいと思います。
以上で、本日予定していました案件は終了となります。これをもちまして、令和８年度第１回富田林市都市計画審議会を終了いたしたいと思います。皆様、ご協力の方、ありがとうございました。
それでは、進行を事務局にお返しします。

≪事務局：福元≫
　それでは終了したいと思います。次回、第２回は、１１月２０日、金曜日の１５時から予定をしておりますので、よろしくお願いいたします。
　なお、駐車券については、２時間無料となっておりますので、そのまま出庫が可能となっておりますので、よろしくお願いします。
　本日は、どうもありがとうございました。